



2016年4月12日

## PRESS RELEASE

報道関係者各位

### 株式会社 Clotho

スプリンクラーの常識を変える「NEO スプリンクラーRXII型（仮称）」  
を、介護業界向けに 2016 年秋季販売予定

株式会社 Clotho（東京都墨田区、代表取締役：小島 拓也）は、平成 28 年 4 月 1 日より、日本液炭株式会社（東京都港区、代表取締役社長：今川 雅博）・日本ドライケミカル株式会社（東京都港区、代表取締役社長：遠山 榮一）と提携し、介護・医療・福祉業界向けに「パッケージ型自動消火設備 I 型 NEO スプリンクラーRX」の販売を開始しました。導入に際し、業界内では Clotho 限定のリース契約も可能としております。

NEO スプリンクラーRX は、防火安全性能において優れており、水道直結型スプリンクラーのリスクを解消しつつ、同等以上の効果を発揮する次世代のスプリンクラー設備です。

同時に現在、NEO スプリンクラーRXII型の開発も行っており、2016 年秋季を目安に販売を開始する見通しです。RXII型は RX タイプよりもさらにコンパクトに設計されており、中・大規模施設向けの RX と比べ、RXII型は小規模施設向けに製造されています。

平成 27 年 4 月 1 日から、消防法施行令の改正により、小規模・大規模に関わらず介助がなければ避難ができない高齢者・障害者が入所する施設のスプリンクラー設置義務化が決定されました。まだ設置をしていない事業所も、平成 30 年 3 月 31 日までの猶予期間までにスプリンクラーを設置しなければならず、大きな経営課題となっています。

Clotho では、法改正に介護業界全体が対応でき、且つ経費の圧迫を抑えるべく、RX・RXII型の販売を実現しました。RXII型は 13 区画(約 169 m<sup>2</sup>)までであれば 300 万円以内に収めることが可能であり、さらにリースによって月々のコストを最小限で抑えることができます。

### ■スプリンクラー設備の設置基準見直し、規模に関わらずスプリンクラーの設置が必須に

消防法施行令改正により、平成 27 年 4 月 1 日より下記が変更となりました。

- (1)スプリンクラー設置基準である延べ面積 275 ㎡の規定を削除  
(2) 介助がなければ避難ができない高齢者・障害者が入所する施設のスプリンクラー設置義務化  
(総務省消防庁：消防法施行令の一部を改正する政令等より抜粋)

■株式会社 Clotho(クロト)について

本社所在地：〒130-0026 東京都墨田区両国 1-12-8 両国ミハマビル 3F

代表者名：代表取締役 小島 拓也

TEL：03-6240-2055 / FAX：03-6240-2066

HP： <http://www.team-clotho.com/>

■日本液炭株式会社

代表者名：代表取締役社長 今川 雅博

本社所在地：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田 NN ビル 8 階

TEL：03-6722-2250

HP： <http://www.n-eco.co.jp>

■日本ドライケミカル株式会社

代表者名：代表取締役社長 遠山 榮一

本社所在地：〒135-0091 東京都港区台場 2-3-1 トレードピアお台場 16 階&17 階

TEL：03-3599-9500

HP： <http://www.ndc-group.co.jp>

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社 Clotho 担当：永井・中玉利

TEL：03-6240-2055 FAX：03-6240-2066

E-mail： [info@team-clotho.com](mailto:info@team-clotho.com)